

鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第249号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（介護予防ケアマネジメント等）

第6条の2 第4条第1号ア(ア)及びイ(ア)の利用に係る介護予防ケアマネジメントは、ケアマネジメントAとする。

2 第4条第1号ア(イ)及び(ウ)並びにイ(イ)に規定する事業の利用に係る介護予防ケアマネジメントは、ケアマネジメントBとする。ただし、前項に規定する事業と併せて当該事業を利用するときのケアマネジメントは、ケアマネジメントAとする。

3 前2項の規定にかかわらず、居宅要支援被保険者が、総合事業のほか、法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等を利用するときは、介護予防支援を行う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。